

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

鴻巣市長 原口 和久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

鴻巣地域  
吹上地域  
川里地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地区名	経営体数			計
	法人	個人	集落営農 (任意組織)	
鴻巣地域	9	3 1 2	3	3 2 4
吹上地域	1	4 4	3	4 8
川里地域	7	6 9	0	7 6

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分にいるかどうか

鴻巣地域	担い手がいるが十分ではない
吹上地域	担い手がいるが十分ではない
川里地域	担い手がいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

鴻巣地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li><li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理事業に貸し付ける</li><li>・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を設定しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li></ul>
------	---

吹上地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理事業に貸し付ける</li> <li>・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を設定しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>
川里地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> <li>・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理事業に貸し付ける</li> <li>・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を設定しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける</li> </ul>

#### 6. 今後の地域農業のあり方

鴻巣地域	<p>水稻・麦を中心とした土地利用型農業の収益性向上を進めるため、圃場の大区画化等の基盤整備を進める。さらに、農地中間管理事業を活用した農地の集積・配分を行い、同事業による農地の集約化・コストの低減を図る。また、花卉、野菜、果樹、畜産等の施設型農業においては、高付加価値化、法人化、農地の汎用化を進め、企業の経営を推進する。特に市の基幹産業である花卉については、都市近郊型農業として広域的・安定的な市場の確保を図る。</p> <p>こうしたことにより担い手の育成を図り、持続可能で多様な地域農業を目指す。</p>
吹上地域	<p>水稻・麦を中心とした土地利用型農業の収益性向上を進めるため、圃場の大区画化等の基盤整備を進める。さらに、農地中間管理事業を活用した農地の集積・配分を行い、同事業による農地の集約化・コストの低減を図る。また、花卉、野菜、畜産等の施設型農業においては、高付加価値化、法人化、農地の汎用化を進める。</p> <p>こうしたことにより、持続可能で多様な地域農業を目指すとともに、新規参入者の支援を積極的に行うことで更なる地域の活性化を図る。</p>
川里地域	<p>水稻・麦を中心とした土地利用型農業の収益性向上を進めるため、圃場の大区画化等の基盤整備を進める。さらに、農地中間管理事業を活用した農地の集積・配分を行い、同事業による農地の集約化・コストの低減を図る。また、花卉、野菜、畜産等の施設型農業においては、高付加価値化、法人化、農地の汎用化を進め、企業の経営を推進する。特に市の基幹産業である花卉については、都市近郊型農業として広域的・安定的な市場の確保を図る。</p> <p>こうしたことにより農家数の減少による遊休農地化を防ぐとともに、持続可能で多様な地域農業を目指す。</p>